

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画(第5次人権総合計画)(案)	担当課	共生まちづくり課 人権・同和対策室
-----	--	-----	----------------------

No.1	ご意見の該当箇所： 計画全体
ご意見	<p>学校での先生や児童、生徒からの差別により、このまちに生まれてよかったと、思えなくなります。また、あらゆる暴力は、人権問題です。</p> <p>市民にできることは、人権セミナーや講話などの教育を受け、意識改革をすることだと、私は思います。</p> <p>《子どもを教育するより、大人を教育することが大切だと、よくいいます》</p> <p>どんな形でもいいので、人権教育を大人向けに実施してほしいです。</p> <p>お互い尊重した共生社会は、大人向けの人権教育が必要であると、私は思います。</p> <p>上越市に生まれた人もなんらかで移住した人も、この地に関わられてよかったと思える、人を大切にしたい地域になることを祈っています。</p>
対応状況	記載済
市の考え方	<p>本計画では、2ページの第1章「総合計画の概要」の5に記述のとおり、「人権教育・啓発」を、計画推進に向けた重要な二本柱の一つと位置付け、第3章以降の主要な人権問題の解消に向けた施策に「人権教育・啓発の推進」や「啓発の推進」を明記しています。市民セミナーや各種講話をはじめとする様々な取組を通じて、関係職員や多くの市民から人権問題に対する理解を深めていただきたいと考えています。</p> <p>ご意見を大切にして、人権教育・啓発の取組を進めます。</p>

No.2	ご意見の該当箇所： 計画全体
ご意見	<p>計画の構成について、1P以降章をページの右上に小さく表示してありますが非常に分かりにくくなっていますので、ページの本文に記載する必要があります。</p>
対応状況	反映
市の考え方	<p>庁内並びに印刷事業者と協議を行いながら、可能な限り、見やすい表記となるよう努めます。</p>

No.3	ご意見の該当箇所： 計画全体
ご意見	<p>行政として様々な計画がありますが、計画ごとに章の中身が違って非常に分かりにくくなっています。人権計画と人にやさしいまちづくり推進計画は担当が同じ課なのに何故違いを出さないといけないのでしょうか。市民にとっては極めて分かりにくいものになっています。行政として、ある程度の統一が必要と考えます。</p>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>市の各種計画については、それぞれの性質や策定経緯が異なるとともに、上位計画の有無や諮問機関の意向等の影響から、全体構成や添付資料等に差異が生じることがあります。</p>

No.4	ご意見の該当箇所： 計画全体
ご意見	資料として、人権条例や人権都市宣言を載せるとよりわかり易いと思います。同じ課なのに人にやさしいまちづくり推進計画には資料編が付いています。
対応状況	反映
市の考え方	本計画の資料については、人権・同和対策室において、パブリックコメントの対象外と判断し割愛しましたが、発行時においては、ご意見をいただいた「人権条例」のほか、「本計画策定の経過」と「関係法令、計画等」、「本計画策定時の同和対策等審議会委員名簿」を挿入するとともに、表紙と目次の間に「市長の巻頭言」、その裏面に「人権都市宣言」も挿入します。

No.5	ご意見の該当箇所： P2 「4 計画の構成と期間」
ご意見	2P 計画の期間について、令和4年度からの計画としていますが最上位計画の第7次総合計画が令和5年度からの計画になりますのでこれに合わせる必要があると考えます。(本計画を1年延長して総合計画に合わせる方法があります。)
対応状況	反映不可
市の考え方	計画期間については、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。令和4年度に策定する「第7次総合計画」と本計画に大きな齟齬・乖離が生じた場合は、必要に応じて本計画の改定・見直しに取り組みます。

No.6	ご意見の該当箇所： P2 「5 計画推進に向けて」、P3 「上越市第5次人権総合計画の体系図」
ご意見	2P 推進体制についての記述がありますが、計画の進捗管理についての記述がありません。進捗管理は行わないのでしょうか。
対応状況	記載済
市の考え方	本計画の進捗管理については、2ページの「5 計画推進に向けて」及び3ページ体系図の右側「進行管理」のフロー図のとおり、本計画に基づく関係事業をまとめた「実施計画」を別途作成し、これを基に進行管理を行うこととしています。 なお、進行管理状況は、年度ごとに一覧にまとめて市ホームページで公表しており、今後も同様に対応していきます。

No.7	ご意見の該当箇所： 42P 第2節 人権教育・啓発の推進 実施施策(1) 市民、企業等への男女共同参画の意識啓発」
ご意見	42P 実施施策(1)において「・・・慣行の見直しや意識の改革を図るため・・・」としていますが、なんの意識なのかがはっきりしません。「固定的性別役割分担意識の・・・」とするのが良いと考えます。
対応状況	一部反映
市の考え方	ご意見を踏まえ、42ページの実施施策(1)の説明文1～2行目の記述を「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しを図るとともに、固定的な役割分担意識や性差に対する偏見の解消に向けて、人権週間、男女共同参画週間などの・・・」に修正します。

No.8	ご意見の該当箇所： 43P 第2節 人権教育・啓発の推進 「上越市男女共同参画に関する市民意識調査」の紹介
ご意見	43Pに「夫は外で働き、妻は・・・」の意識調査の結果がありますが、まだ賛成の割合が高いと言わざるを得ません。意識調査の年代別、地域別の結果が必要です。これらの結果を市民に公表して自覚してもらう必要があります。意識調査の年代別、地域別等の結果を踏まえて個別具体的な対策を講じていく必要がありますが実態は必ずしもそのようになっていないと考えます。市民には丁寧に説明して理解してもらえるような広報活動が必要です。
対応状況	反映不可
市の考え方	「上越市男女共同参画に関する市民意識調査」の調査結果については、地域別は公表していませんが、年代別の情報については市ホームページで公表しています。また、機会を捉えて広報紙での啓発、研修会や集会などでの啓発を行います。

No.9	ご意見の該当箇所： 45P 第3節 社会参画の推進 実施施策(2) 「女性登用率の向上」
ご意見	45P 各種の審議会・委員会委員への女性の参画の推進、を書いています。現実の女性委員のみの記述では計画性がありません。女性の参画が進んでいないならばその原因や課題は何か、そのためには今後どのような施策を実行していくのかの記述が必要です。例えば、委員の推薦団体に女性委員の選出を依頼しているとのことですが、実際のところ上手く行っているのかどうか、上手くいかないならば理由は何かの分析と今後の取り組みが必要です。
対応状況	反映不可
市の考え方	各種の審議会・委員会委員への女性の参画については、市のみならず、関係団体等の理解・協力が肝要であることから、様々な機会を捉える中で、息の長い啓発や取り組みが必要と考えています。

No.10	ご意見の該当箇所： 48P 第4節 職業の安定と雇用の促進 実施施策(3) 「女性農業者の育成」
ご意見	48P 実施施策(3)女性農業者の育成、としています。女性農業者を育てることではなく女性農業者及び取り巻く関係者に女性農業者が活躍できる環境づくりと意識の啓発を推進することが内容になりますので、それに見合った項と内容の表現が必要です。
対応状況	反映
市の考え方	ご意見のとおり、48ページの実施施策(3)では、女性農業者の育成に向けた取組内容に触れていませんでしたが、女性が活躍できる環境づくりだけでなく、関係団体等と連携し農業経営に関する研修会や農業技術サポートを実施するなど女性農業者の育成に取り組んでいることから、名称は「女性農業者の育成と活躍できる環境の整備(農政課)」に修正します。 また、説明文は「女性の農業経営への積極的な参画と女性農業者の更なる活躍に向けて、関係機関と連携して農業経営や農業技術の向上に向けた研修会を開催し、女性農業者を育成するとともに、就労環境の改善の必要性や環境整備に当たり活用可能な支援制度を周知するなど、女性が活躍できる環境づくりを推進します。」に修正します。

No.11	ご意見の該当箇所： 49P 第5節 社会福祉の充実 「現状と課題」
ご意見	49P 現状と課題で「家庭での責任は男女共同で担うもの」としているとおりであり、これに向けての意識づくりの実施施策の記述が必要です。「家庭は男女が共に協力し合っつよにつくるもの」という概念の記述と啓発が必要です。
対応状況	反映
市の考え方	ご意見のとおり、実施施策(4)として、50ページに「啓発の推進(男女共同参画推進センター)」、その説明文に「男性も女性も、仕事と育児・介護等の調和が図られるよう、『家庭は男女が協力し合い一緒につくるもの』という意識の普及に向けて、人権週間、男女共同参画週間などの機会に、家庭や地域、企業等に対し、意識啓発の取組を推進します。」を新たに加えます。

No.12	ご意見の該当箇所： 59P 第1節 人権擁護の確立 「現状と課題」
ご意見	59P 下から7行目に「情報が一人暮らしの高齢者に十分伝わらない」とあり、「高齢者への情報の伝達方法等を工夫していく必要がある」としていますが、これに対する施策の方向や実施施策がありません。行政は何かにつけてホームページに載せていると言っていますが、HPを見ることができている環境にある人は高齢者や市民の中でどのくらいの割合でしょうか。また、環境はあっても実際に見ている人の割合はどのくらいでしょうか。高齢者をはじめとする市民への情報伝達の方法を行政全体の責任として真剣に考える必要があります。市民への情報伝達が上手く行われないと市民不在の計画になるとともに市民不在の市政運営になりますので、絶対に避けなければならないことです。
対応状況	反映不可
市の考え方	ご意見のとおり、高齢者をはじめとする市民への様々な行政情報の伝達については、必要不可欠なものとして捉えています。 市では、市ホームページや広報上越、FMラジオなどはもとより、災害などの緊急時には、防災行政無線システムや防災ラジオをはじめ、緊急速報メール、エリアメール、安全メール等も活用して市民への情報伝達に努めています。 引き続き、高齢者を含め、市民に対する効果的な情報伝達手段について、研究していきます。

No.13	ご意見の該当箇所： 62P 第2節 人権教育・啓発の推進 「現状と課題」
ご意見	62P 「高齢者の人権について市民の理解を深め…」としていますが、高齢者自身の人権意識を高める必要があります。どちらかという高齢者が青少年期に育ってきた過程においては時代的なものもあり人権意識を強く持つてもらう必要があります。高齢者の若者世代等に対する影響力はまだ無視できないものがあるだけに尚更です。
対応状況	反映
市の考え方	ご意見のとおり、62ページの実施施策(4)の説明文の1～2行目に下線部の記述を加え、「高齢者の人権について、高齢者も含めた市民の理解を深め、高齢者に対する偏見や差別、虐待を解消するため、…」に修正します。

No.14	ご意見の該当箇所： 63～66P 第3節 社会参加の推進、第4節 社会福祉の充実
ご意見	63、64P 高齢者の社会参画と社会福祉は人権との関わりは薄いと考えます。また、高齢者の社会参画と社会福祉に関しては福祉計画等に記載があることから人権計画での位置付けを考える必要があると思います。
対応状況	反映不可
市の考え方	現在、高齢者を取り巻く状況として、高齢者への偏見などにより、豊かな経験や技術が生かされない就労環境が存在するとともに、高齢であることで社会参加への機会が奪われる等の問題が生じています。また、認知症など判断能力が低下したことで、人権や財産の侵害を受ける事態も生じていることを踏まえ、本計画においては「第2次地域福祉計画」などの福祉計画と整合性を図りながら、関係する内容を記述しています。

No.15	ご意見の該当箇所： 計画(案)以外
ご意見	人権は市民生活にとって重要な事項ですので大勢の市民に関心をもってもらうことが必要であり人権計画についても大勢の市民に考えてもらうことが重要です。そのためにはパブコメ案件について事前に市民説明会を開催するなどの工夫が必要だと考えます。
対応状況	その他
市の考え方	本計画(案)については、パブリックコメントのほか、事前に市議会における所管事務調査や同和対策等審議会での策定経過を市ホームページで公表してきました。 ご意見を踏まえ、計画策定後においては、広報上越や市ホームページ、本計画内容をまとめたリーフレットの配布等を通じて、人権に対する市民の関心を深めていくこととしています。